



# 資料編

## 1 用語解説

### あ行

#### 【SP（エスピー）コード】

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができます。「バーコード」が縦の一方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっています。

#### 【NPO】

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

### か行

#### 【権利擁護】

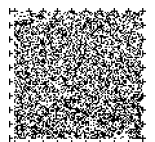
自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいいます。

#### 【高齢化率】

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が 7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会といっています。

#### 【合計特殊出生率】

その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。



## さ行

### 【自主的防災組織】

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織です。

### 【社会福祉法（令和元年6月14日法律第三十七号）】

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、昭和26年に制定されました。制定当初から平成12年までは社会福祉事業法と呼ばれていましたが、この間の社会状況の変容を受けた社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12年6月から社会福祉法として施行されました。社会福祉の目的や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。また、改正により福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が行われています。

### 【障害児福祉計画】

児童福祉法に基づく市の計画で、障害児の生活を支える障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制等に関する事項を示す計画です。

### 【障害福祉計画】

障害者自立支援法に基づく市の計画で、障害者それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画です。

### 【自立相談支援事業】

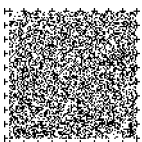
生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

### 【身体障害者手帳】

身体に障害のある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表に該当する障害により都道府県から障害の認定を受けて手帳を交付された人をいいます。

### 【生活困窮者】

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」のことをいいます。



### 【生活困窮者自立支援法】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度です。

### 【セーフティネット】

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するしくみまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

### 【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等）を保護するための制度です。判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守ります。

### 【ソーシャルインクルージョン】

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念のことをいいます。

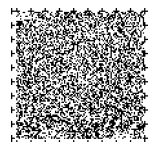
## た行

### 【第三者サービス評価制度】

福祉サービス利用者が適切なサービスを選ぶのを支援することを目的とした制度で、サービスの利用者でも提供者でもない中立の立場の第三者が、専門的かつ客観的な立場でサービスの評価を行うものです。

### 【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられています。



### 【地域コミュニティ】

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

### 【地域福祉活動計画】

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定します。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。

### 【地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）】

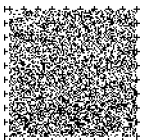
利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助(情報提供、助言、手続きの援助など)や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のことです。「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

### 【地域包括ケアシステム】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のことです。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

### 【地域包括支援センター】

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のことです。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施します。



## な行

### 【認知症】

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいいます。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症があります。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン症状など）などがみられます。

### 【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことです。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。

## は行

### 【バリアフリー】

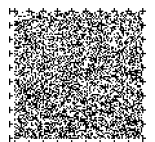
公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害のある人や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけでなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

### 【ひきこもり】

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」のことをいいます。

### 【PDCA】

計画の進行管理において、個々の事業ごとにP→D→C→A（P=PLAN（プラン）（具体的な施策など）、D=DO（ドゥ）（実行）、C=CHECK（チェック）（点検・評価）、A=ACTION（アクション）（見直し）とサイクルを回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的取組の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、取組の継続的な改善を図ることを繰り返していくことです。



### 【避難行動要支援者】

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を言います。

## ま行

### 【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っていきます。

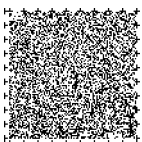
## や行

### 【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

### 【要配慮者】

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいいます。



## 2 福生市地域福祉推進委員会条例

平成16年3月30日条例第13号

改正

平成21年12月21日条例第31号

福生市地域福祉推進委員会条例

(設置)

**第1条** 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

**第3条** 委員会の委員は、22人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

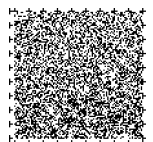
- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2人以内
- (5) 公募による市民の代表 4人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1人以内

(任期)

**第4条** 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長を置く。



- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

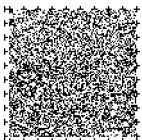
(会議招集の特例)

- 2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

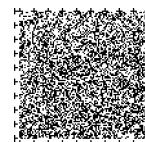




### 3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体名等	備考
学識経験者	萬 沢 明	一般社団法人多摩福祉サポート	◎
福祉保健関係機関の代表	小 林 歌 子	福生市老人クラブ連合会	
	佐々木 和 仁	社会福祉法人福陽会 (第2サンシャインビル)	
	諏 訪 潤	社会福祉法人あすはの会 (福生学園)	
	板 寺 正 行	福生市民生委員・児童委員 協議会	○
	徳 田 稔	福生市手をつなぐ親の会	
	島 田 雅 由	福生市身体障害者福祉協会	
	平 野 千恵子	福生市保育協議会	
	杉 本 芳 江	社会福祉法人福生ひまわり会 (麦わら帽子)	
	森 田 哲 哉	福生市町会長協議会	
	小 林 啓 子	西多摩保健所 (地域保健推進担当課長)	
医療関係機関の代表	西 村 曜	一般社団法人福生市医師会	
	波多野 嗣 久	一般社団法人福生市医師会	
	三井田 章	福生市歯科医師会	
	大 戸 規 彰	福生市薬剤師会	
ボランティア団体の代表	土 谷 利 美	ふっさボランティア・ 市民活動センター	
	前 里 恵	ふっさボランティア・ 市民活動センター	
公募による市民の代表	佐 藤 豊	公募	
	志 賀 義 幸	公募	
	濱 中 供 子	公募	
	半 澤 比呂美	公募	
社会福祉法人福生市社会 福祉協議会の代表	高 野 雅 史	社会福祉法人福生市社会福祉 協議会	

(選出区分別、敬称略) ◎ : 会長、○ : 副会長



## 4 福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議設置要綱

平成17年 2月15日決定

### 改正

平成19年 4月 1日 要綱第28号

平成22年 4月 1日 要綱第 7号

平成26年 7月 1日 要綱第24号

平成27年 4月 1日 要綱第29号

平成29年 4月 1日 要綱第21号

### 福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議設置要綱

#### (設置)

**第1条** 福生市地域福祉計画及びバリアフリー推進計画を効果的に推進するとともに、その推進状況の管理及び把握を行うため、福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

**第2条** 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福生市地域福祉計画に関すること。
- (2) 福生市バリアフリー推進計画に関すること。
- (3) その他福祉に関すること。

#### (組織)

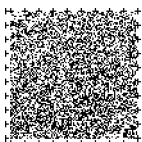
**第3条** 会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、福祉保健部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (座長の職務等)

**第4条** 座長は、会議を代表し、会議を総括する。

- 2 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。



(招集)

**第5条** 会議は、座長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

**第6条** 会議に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、社会福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、会議が指定した者をもって充てる。
- 5 部会は、会議から付託された事項を審議する。
- 6 部会は、部会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(庶務)

**第7条** 会議及び部会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年2月15日から施行する。

**附 則**（平成19年4月1日要綱第28号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年4月1日要綱第7号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年7月1日要綱第24号抄）

(施行期日)

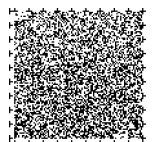
- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則**（平成27年4月1日要綱第29号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

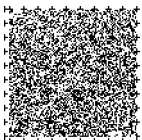
**附 則**（平成29年4月1日要綱第21号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



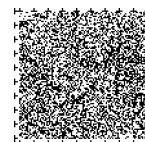
別表（第3条関係）

企画調整課長 総務課長 社会福祉課長 障害福祉課長 介護福祉課長 子ども育成課長 子ども家庭支援課長 健康課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 施設公園課長 教育総務課長 生涯学習推進課長



## 5 計画策定までの経過

年月日	事項	内容
令和2年5月28日	令和2年度 第1回福生市地域福祉推進委員会（書面開催）	書面開催（資料配布） ・諮問（会長・副会長のみ出席） ・令和2年度地域福祉推進委員会等スケジュール（案）について
令和2年7月8日	第1回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第5期福生市地域福祉計画（令和元年度）進捗状況について ・作業部会の開催について
令和2年7月29日	第2回福生市地域福祉推進委員会（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第5期地域福祉計画の令和元年度進捗状況について ・福生市地域福祉計画 次期計画に向けた課題のまとめ
令和2年8月27日	第1回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議作業部会	・会議概要、日程等について ・第6期福生市地域福祉計画の進捗状況について
令和2年9月30日	第3回福生市地域福祉推進委員会	・第6期地域福祉計画目次構成案ほか
令和2年10月8日	第2回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議作業部会	・第6期福生市地域福祉計画（素案）について
令和2年10月20日	第4回福生市地域福祉推進委員会	・第6期福生市地域福祉計画（素案）について
令和2年10月30日	第2回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議	・第6期福生市地域福祉計画中間答申（案）について
令和2年11月11日	第5回福生市地域福祉推進委員会	・第6期福生市地域福祉計画中間答申（案）について ・中間答申
令和3年1月5日～ 1月19日	計画案への市民意見の募集（パブリックコメント）	
令和3年1月26日	第6回福生市地域福祉推進委員会（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第6期福生市地域福祉計画（案）に対するパブリックコメントについて ・第6期福生市地域福祉計画答申（案）について
令和3年2月8日	第7回福生市地域福祉推進委員会（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第6期福生市地域福祉計画答申（案）について ・答申（会長・副会長のみ出席）



## 6 諮問書（写し）



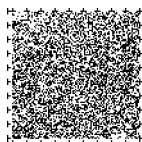
福 福 社 発 第 69 号  
令和 2 年 5 月 28 日

福生市地域福祉推進委員会  
会長 萬 沢 明 様

福生市長 加 藤 育 男

第 6 期福生市地域福祉計画の策定について（諮問）

現行の第 5 期福生市地域福祉計画を見直し、令和 3 年度を初年度とする第 6 期福生市地域福祉計画を策定するに当たり、計画の基本的な考え方、内容等について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。



## || 7 答申書（写し）



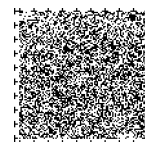
令和3年2月8日

福生市長 加藤 育男 様

福生市地域福祉推進委員会  
会長 萬 沢 明

第6期福生市地域福祉計画の策定について（答申）

本委員会は、令和2年5月28日付け福福祉発第69号をもって諮問された、第6期福生市地域福祉計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。



---

## 第6期福生市地域福祉計画

令和3年3月

発行 福生市

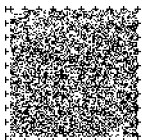
編集 福生市福祉保健部社会福祉課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511(代表)

FAX 042-552-5150

---



用紙は再生紙を使用しています。





